

当総務委員会に付託された案件については、6月15日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第45号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第48号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新型コロナウイルス感染症に対する県の補助金を活用し、マスク等の診療材料を購入することのだが、その内容はどのようなか、また、どの程度の期間を賄えるものと想定しているのか。とに対し、

サージカルマスクを1万600枚をはじめ、ガウンを800枚、ゴーグルを1千200個などの个人防护具を購入します。今回の購入で、疑い患者の検査・診察に要する个人防护具、約3か月間分が賄えると見込んでいます。とのこと。

同じく、県の補助金を活用し、「体外式膜型人工肺」エクモ等の機器備品購入費として、2千875万1千円を計上しているが、設備を整え、今後、半田病院で新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れていくということか。とに対し、

感染患者の入院については、知多半島内の一定の入院病床を有する病院間で協議を行っており、半田病院は救命救急センターをもつ知多半島内唯一の三次救急病院として、その機能を損なわないよう、検査結果が陽性となった場合は他の病院で受け入れていただいています。今回の機器購入は、今後、感染拡大により半田病院でも受け入れを行う必要が生じたときの備えとして、感染対策や治療に要する医療設備を整えておくものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第50号、51号及び54号の3議案については、それぞれ

補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも委員全員をもって原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議員提出議案第1号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

県内で議員報酬の削減にかかる条例を制定した市として、豊橋市が10%削減、大府市の5%削減などがあるが、半田市が3%とした理由はどのような理由か。とに対し、

議員間で協議を行う中で、削減率について様々な意見がありましたが、最終的に合意が得られた率が3%であったということです。とのこと。

条例制定の目的に「市民に寄り添う」との説明があったが、市議会議員は常に市民に寄り添い、その活動を行っていると考えている。今回のみ、条例を制定し、時限的に報酬を削減することで、「市民に寄り添う」こととしたのはなぜか。とに対し、

「市民に寄り添う」とは、市民の気持ちを理解し、必要な行動を取ることであると考えており、今回の報酬削減が、新型コロナウイルス感染症により市民が受けた痛みに対しての必要な行動であると考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議員提出議案第2号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

令和2年度の政務活動費の交付上限額を15万円から5万円に引き下げることだが、使用しない政務活動費を不用額として残すのではなく、今回、この時期に実施したいとした理由はどのような理由か。とに対し、

使用せず不用額とした場合は翌年度以降の財源となるため、今年度、早急に必要な対策に充ててほしいと考えたものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。